



# 包括支援センターだより

シリーズ「認知症」  
～住み慣れた地域で安心して暮らしていくために～



## 家族や地域のつながりを大切にしましょう

いざというときに頼れる人はいますか？隣近所に顔見知りの方はいますか？地域で暮らし続けるには、家族との関係や近所との付き合い、地域とのつながりがとても大切です。自治会で行う地域の茶の間や、行事などにも積極的に参加してみましょう。

## ちょっとした声かけ、支援にご協力ください

市でも高齢者のみの世帯が増加しています。ご近所の方の声かけや支援で、多くの高齢者が安心して暮らしています。



### 〈高齢者見守りポイント〉

- ・夜間に家の電気がついていないか
- ・新聞や郵便がポストにたまっていないか
- ・地域の集まりや買い物などにいく姿が見えるか
- ・顔色が悪い、歩行が不安定な様子などはないか

高齢者へ積極的に声かけをお願いします。



社会福祉士 八幡

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111 (内線365)  
または各支所地域振興課地域福祉室

## お役立ち★ くらしの情報③③

## 架空請求は無視をする!

パソコンや携帯電話などへのメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」に関する相談が村上市消費生活センターに寄せられています。

### 【事例】

知らないサイトから「有料サイト利用履歴があり、料金未納状態です。本日中にご連絡がない場合は、法的手段に移行します。至急料金窓口まで連絡ください。」や「有料動画の利用履歴があり、本日連絡を頂けないと身辺調査および債権移行となりますので至急ご連絡ください。」など、利用したことがないのにメールが届いた。

### 【ひとこと助言】

- 「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。業者からの請求がエスカレートしたケースもあります。
- 「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をあおるようなことが書かれていても、利用した覚えがなければ決して支払わず、無視しましょう。
- 心配な時は、消費生活センターにご相談ください。



●「おかしいなあ」、「困った!」ときは下記までご相談ください。

村上市消費生活センター	☎53-2111 (内線287、290)	FAX53-2541
荒川支所地域振興課	☎62-3103	朝日支所地域振興課 ☎72-6885
神林支所地域振興課	☎66-6112	山北支所地域振興課 ☎77-3112
消費者ホットライン	☎188 (イヤヤ)	